

【前提】平成28年に条例及び規則を改正し、6戸以上の共同住宅を建設しようとする者は、あらかじめ市と協議し、敷地内又はその周辺にごみ集積場を設置しなければならないこととしました。しかし、実際には事業者が建築後に相談に来るケースがあり、敷地内にごみ集積場が設置できない、市が収集できない場所へのごみ集積場の設置、戸数に対して不十分な容積のごみ集積場の設置などの問題がありました。このように、条例で定めているにも関わらず、事前協議という事業者の義務が遂行されないという問題がありました。

## 報告（1）

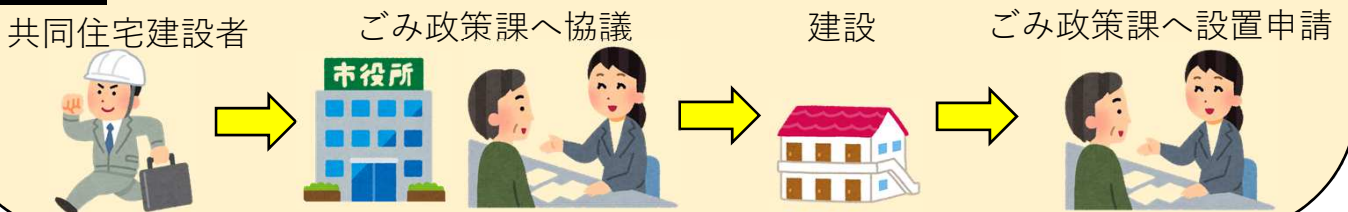
### ①規則の改正により、現在定めている条例の実行性を高めます

**現在** 一部の共同住宅建設者は事前相談なしで共同住宅を建設して、**事後に相談に来るケースがある。**



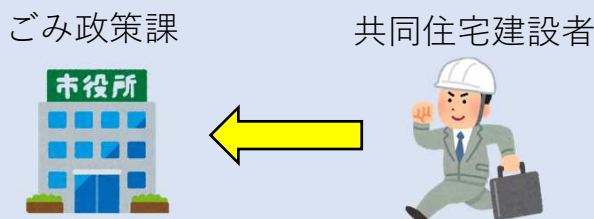
規則を改正し、ごみ集積場の設置申請時に**協議報告書**を添付させます。確実に協議を行わせるために、協議書が添付されていない場合は申請を却下します。

#### 今後



### ②指導要綱を策定して、共同住宅を建設する際に、ごみ集積場について地元と協議することを義務付けます

**現在** 市内に共同住宅が増加している中で、共同住宅から排出されるごみに関するトラブルに苦慮する地域も少なくないため、**建設前に地元区でもどのようなごみ集積場を設けるのか把握できるようにします。**



地元区が、共同住宅のごみ集積場について事前に把握可能となります

#### 今後

